

## 第三ブロック規程

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 このブロックは、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会(以下「本部」という。)第三ブロックという。

#### (事 務 所)

第2条 このブロックの事務所を第三ブロック区域内に置く。

#### (目的および事業)

第3条 このブロックは、本部定款(以下「定款」という。)第3条に規定する目的を達成するため本部が行う同第4条の事業を推進し、かつ本部の会務運営に関する連絡ならびにその活動を遂行することを目的とする。

### 第2章 所 属 会 員

#### (所属会員の種別および資格)

第4条 このブロックの所属会員は正会員、準会員の2種とする。

2 このブロックの正会員は、本部における正会員のうち、このブロックの地域内に事務所を有する者とする。

3 このブロックの準会員は、本部における準会員のうち、このブロックの地域内に事務所を有する者とする。

#### (懲罰申請)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、ブロック長はブロック役員会の承認を得て、会長へ懲罰審査請求をしなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 宅地建物取引業法違反による処分をされたとき
- (4) 定款その他の規則に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 役 員

#### (種別および数)

第6条 このブロックに次の役員をおき、その任期は2年とする。

ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

- (1) ブロック幹事 40名以上 60名以内  
うちブロック長 1名、副ブロック長 1名以上 3名以内  
ブロック幹事長 1名 副ブロック幹事長 1名以上 2名以内
- (2) ブロック監査役 2名以上 3名以内

2 役員は再任されることができる。

(選 任)

第7条 ブロック役員は、このブロックに所属する正会員(法人会員の場合は、その代表者)のなかからブロック総会において選任する。

ただし、ブロック長はブロック総会において選出し、選出決議をもって会長はこれを認証したものとす。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、ブロック役員会において必要と認めるときは、正会員の正当な後継者とブロック役員会が認める者をブロック総会において、ブロック役員に選任することができる。

この場合、この正会員の代表者は、ブロック役員になることはできない。

(職務および権限)

第8条 ブロック長はブロックを代表し、ブロックの業務を総理する。

- 2 副ブロック長はブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときはあらかじめブロック長の定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 ブロック幹事長はブロック長を補佐し、ブロックの業務を総轄する。
- 4 ブロック幹事は、ブロック役員会を構成し、ブロックの業務を執行する。
- 5 ブロック監査役はブロックの財務および業務の状況を監査し、ブロック総会に報告しなければならない。

(顧問、相談役)

第9条 このブロックに顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役の選出は、ブロック長が推挙し、ブロック役員会の承認を得てブロック長が委嘱する。
- 3 顧問および相談役の任期は、これを委嘱したブロック長の在任期間とする。
- 4 顧問及び相談役の総数は9名迄とする。

(解 任)

第10条 ブロック役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは、ブロック総会の決議により解任することができる。

- 2 ブロック長が本部理事の地位を失ったときにはブロック長も解職するものとする。
- 3 ブロック役員は正会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。

## 第4章 会 議

(種 別)

第11条 ブロックの会議は、ブロック総会およびブロック役員会の2種とする。

(ブロック総会の構成および招集)

第12条 ブロック総会は、ブロック所属の正会員をもって構成する。ただし、ブロック所属の準会員は、ブロック総会に出席し、意見を述べることができる。

2 ブロック総会は、役員改選期にあたりブロック役員及び本部役員候補者を選任・選出するとき、ブロック役員会が開催の必要を認めたととき、またはブロック所属の正会員の3分の1以上もしくは本部から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときに開催する。

3 ブロック総会はブロック長が招集する。

4 ブロック総会の招集は開催日の7日前までに会議の日時、場所および付議事項を示して所属会員に通知しなければならない。

(ブロック総会の決議事項)

第13条 ブロック総会は、この規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) ブロック長(候補者)の選出
- (2) ブロック役員を選任
- (3) 定款第40条第5項により推薦する理事候補者の選出
- (4) その他運営上重要な事項

(ブロック総会の議事運営)

第14条 ブロック総会の議事運営は定款第18条、第19条、第20条第1項、第21条、第22条第2項、および定款施行規則第10条を準用する。

2 前項の準用においては次の各号のとおり読み替えを行うものとする。

- (1) 社員総会 → ブロック総会
- (2) 理事会 → ブロック役員会
- (3) 社員 → 正会員

3 ブロック総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 出席した正会員の人数
- (4) その他ブロック役員会で定める事項

(ブロック役員会の構成および招集)

第15条 ブロック役員会はブロック幹事をもって構成する。

2 ブロック役員会はブロック長が招集する。

ただし、ブロック長が欠けたとき又はブロック長に事故があるときは副ブロック長がブロック役員会を招集する。

3 ブロック監査役はブロック役員会に出席することができる。

(ブロック役員会の決議事項)

第16条 ブロック役員会はこの規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) ブロックの事業計画案および予算案に関する事項
- (2) ブロック事業報告および決算に関する事項
- (3) ブロック総会において決議した事項の執行に関する事項
- (4) ブロック総会より委任された事項
- (5) 本部より付託された事項
- (6) ブロック総会に付議すべき事項
- (7) ブロック規程の改廃に関する事項
- (8) その他業務運営上必要な事項

(ブロック役員会の議事運営)

第17条 ブロック役員会の議事運営は定款第33条第1項、34条第2項、および定款施行規則第11条第2項の規定に準じてこれを行う。

2 準用においては次の各号のとおり読み替えを行うものとする。

- (1) 理事会 → ブロック役員会
- (2) 会長 → ブロック長
- (3) 理事 → ブロック幹事
- (4) 監事 → ブロック監査役

3 ブロック役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 出席したブロック幹事、ブロック監査役の人数
- (4) その他ブロック役員会で定める事項

## 第5章 委員会

(委員会)

第18条 ブロックは第3条の目的達成のため定款施行規則第31条に準じて委員会を置く。

## 第6章 資産および会計

(事業年度)

第19条 このブロックの事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第20条 このブロックの経費は本部交付金、その他の収入により支弁する。

(予 算)

第21条 このブロックの予算は、ブロック役員会の承認を得、会長に提出し、本部理事会の承認を受けなければならない。

(決 算)

第22条 ブロックの決算は、事業年度終了後10日以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録とともに、ブロック監査役の監査を経て、ブロック役員会の承認を得、会長に提出しなければならない。

(資産の管理)

第23条 このブロックの資産は、本部財務規約およびブロック役員会の定める方法に従ってブロック長が管理する。

(備え付け帳簿)

第24条 このブロックは、次に掲げる帳簿を事務所に備え付けるものとする。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 財 産 目 録
- (3) 金 銭 出 納 帳
- (4) 銀 行 預 金 通 帳
- (5) 元 帳
- (6) ブロック総会議事録綴
- (7) ブロック役員会議事録綴

## 第7章 ブロック事務局

(ブロック事務局)

第25条 このブロックの業務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 ブロック事務局に事務局員を置くことができる。
- 3 ブロック事務局の事務局諸規程については、ブロック役員会の意見を聞いて本部において作成し、本部の理事会の承認を得て別に定める。

## 第8章 雑 則

(報 告)

第26条 ブロック長は、この規程に定めるもののほか次の事項について、本部に報告しなければならない。

- (1) ブロック総会の決議事項
  - (2) 執行しようとする事業の概要
  - (3) ブロック各会議の開催日程
- 2 ブロック長は、次の各号の1に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。
- (1) ブロック所属会員の変更
  - (2) ブロック役員の変更

(定款の準用および内規)

第27条 この規程に定めのない事項については、定款および同施行規則の規定に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、ブロック役員会の決議を経て別に内規で定める。

2 ブロック長は前項の内規を制定、変更、または廃止したときは本部に報告するものとする。

(規程の改廃)

第28条 このブロック規程の改廃は、ブロック役員会の決議を経て本部の理事会の承認を得なければならない。

2 定款および同施行規則が改正されたときは、ブロック役員会において、これに準じ改正しなければならない。

## 附 則

1 このブロック規程は、令和6年4月1日より施行する。

1 この規程の変更(第7条、及び第8条 第2項の変更)は、令和7年9月24日から施行する。

1 この規程の変更(第6条 第1項の変更)は、令和8年3月23日から施行する。